

難病の患者に対する医療費等に関する法律が成立し、対象となる疾患が拡大された経緯を前回掲載しました。今回から数回にわたって、その中で私たち膠原病リウマチ疾患を診療する医師が担当する疾患についていくつか説明致します。今後300疾患程度まで拡大される予定ですが現時点では厚生労働省のHPにある110疾患(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/0000062437.html>)のなかから新規に認定されるシェーグレン症候群を取り上げます。

いわゆるdry eye、乾燥性角結膜炎と唾液腺の炎症による口腔内乾燥症状を症状としますが、時に関節リウマチ、関節炎やほかの膠原病を合併する自己免疫性疾患をシェーグレン症候群といいます。ほかの膠原病の合併のないものを1次性、関節リウマチなどに合併するものを2次性とわけま

す。推定患者数は66,300と予想され、原因不明、かつ治療法は確立していないことから難病として指定されました。現時点ではある種の免疫抑制剤が乾燥症状に有効と考えられるほか、関節炎症状および臓器障害に対してはそれぞれの治療を行います。

確定診断には唾液腺や涙腺の病理検査ほか4つの診断項目を満たした場合、1次性2次性を問わずシェーグレン症候群と診断してよいこととなっています。さらにESSDAIという11の臓器症状を加味した重症度分類を行い、重症の方が公費助成の対象となります。現時点では関節リウマチの方であってもシェーグレン症候群を合併していた場合公費助成になる可能性があると考えて良さそうです。治療法は確立していくなくても様々な病態に合わせた評価・治療が必要となる方は多く、今回の難病対策によりシェーグレン症候群で苦し

れる方に少しでもよい治療が提供できることを期待します。

今回の改正により難病指定の書類は難病指定医が作成することが義務づけられました。通常診察では書類作成に必要な情報をなかなか得ることができません。当院での難病の臨床調査個人票の作成を希望される方は理事長診察を受けていただき、必要なデータをそろえた上で記載を行いますのでご理解のほどよろしくお願いします。



にしおか内科
クリニックRA 院長
西岡 雄一

専門分野は関節リウマチ、痛風、気管支喘息、漢方薬治療。地元のファミリードクターとして、一般内科も診察。ラジオドクターとしても活躍中。